

令和元年（ワ）第172号 違法行為差止請求事件

原告 和田廣治ほか7名

被告 久和進ほか4名

第6準備書面

(原発事故による被害)

2020年2月26日

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵正明



ほか

目 次

第1 はじめに	2頁
第2 原発事故による人命の喪失	3頁
第3 住民の避難と日常生活及びコミュニティの崩壊	7頁
第4 農林水産業をはじめとする産業への悪影響	10頁
第5 広範な放射能汚染	13頁
第6 収束困難な原発事故と際限のない被害	15頁
第7 想定されたより深刻な被害	20頁
第8 結語	21頁

第1 はじめに

1 福島第一原発事故が起きる前にも、本件原発で過酷事故が起きた場合に甚大かつ回復不能な被害が生じることは、チェルノブイリ原発事故によって、北半球全体に放射性物質がばらまかれ、ベラルーシ、ウクライナ、ロシアの三国だけでも900万人以上が被災し、現在でも原発から半径30キロメートル以内の地域では居住が禁止されていることや、多くの人々が、チェルノブイリ原発事故により、生活基盤を失い、コミュニティの崩壊に見舞われたこと等によって既に明らかとなっていたが、チェルノブイリ原発事故の被害において議論の中心になっていたのは、主に放射線被ばくによる健康被害であった。

放射線被ばくによる健康被害が極めて重大な問題であり、福島第一原発事故の放射線被ばくによる健康被害が明らかになってきているところではあるが、福島第一原発事故は、原発で過酷事故が起きた場合、放射線被ばくによる健康被害のみならず、放射線被ばく以外の要因によっても人命が失われること、住民の生活及びコミュニティを崩壊させること、産業に深刻な悪影響を及ぼすことを既に明らかにしている。

2 そして、福島第一原発事故は、原発で過酷事故が起きた場合、放射性物質による汚染の範囲が極めて広範囲に及ぶことを明らかにし、また、未だ事故が収束していないことなどから、原発事故による被害は、最終的にいかなる範囲にまで及ぶのか予想できないものであることを明らかにした。

3 さらに、福島第一原発事故は、チェルノブイリ原発事故と比べれば、放出された放射性物質の量は少なく、また、幸いにしてより大量の放射性物質が放出される事態は免れたにもかかわらず、それでもなお上記のような甚大かつ回復不能な被害をもたらしていることからすれば、原発で過酷事故が起きた場合の被害は、際限がないものであることを一層明らかにしている。

4 以下、詳述する。

第2 原発事故による人命の喪失

福島第一原発事故は、放射線被ばく以外の要因によっても原発事故によって人命が失われることを明らかにした。

1 地震・津波被災者の救助の遅れ

(1) 平成23年3月11日午後2時46分、東北地方太平洋沖地震が発生した。

福島県では、地震とそれに伴う津波により、1607名が亡くなり、207名が行方不明となっているが（警察庁緊急災害警備本部の平成26年1月10日付け「平成23年東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」），この死者数と行方不明者数は、以下のとおり、福島第一原発事故のため、主に沿岸部における行方不明者の捜索が大幅に遅れたことによって増加した。

(2) 福島県浪江町の渡邊文星副町長の報告（下線は筆者）

「3月12日早朝からの捜索予定でした。沿岸地域には15時30分過ぎに、今まで経験したことのない巨大な津波が押し寄せました。沿岸地域は壊滅的被害を受け、死亡者151名、行方不明者33名、流出家屋等600棟以上の被害を受け、それまでの漁村や一面に広がっていた田畠の風景が一変し、ほとんど何もない、がれきが散乱する風景と変わっていました。地震や津波による被害者の救助活動や避難所対応を優先し、翌朝には津波被害者の救助活動を決定していました。その矢先、3月12日午前5時44分、突如、原子力発電所から半径10キロメートル圏内に避難指示が発令されたことをテレビで知りました。この避難指示により、早朝から予定していた津波被害者の行方不明者の捜索活動が中止となりました。この時、捜索を実施していれば何人かの尊い命が救えた可能性があったと思います。本格的に行方不明者の捜索を実施したのが、放射線量が低いことが確認され、福島県警及び消防車は4月14日から、自衛隊が5月3日と1か月以上経過してからのことでした。」

(3) 「プロメテウスの罠2」『原発避難指示によって阻まれた住民の救出』

ア 浪江町消防団の高野仁久氏は、平成23年3月12日の避難指示によつて、前夜に助けを求める声を聞いた一帯の捜索を断念せざるを得なくなり、泣いて手を合わせ、「すまんかった。」と謝った。

浪江町の福島第一原発10キロメートル圏内に福島県警の捜索隊が入ったのは、1か月を経過した同年4月14日だった。高野氏が助けを求める声を聞いた一帯から遺体が多く見つかった。

高野氏は、「あのとき、『助けに行こう。』ともっと強く言えばよかったです。朝まで捜索していれば、一人でも二人でも助けられたんだ。」と話している。

イ 相馬市の標葉隆三郎医師は、平成23年3月11日以降、犠牲者の検視を行っており、そのほとんどが津波による死者だったが、福島第一原発事故の避難区域内で見つかった5名の方の死因を衰弱死と診断した。

標葉医師は、「津波だけなら助かったのです。助かる人を死なせたのは、原発事故です。行政も東電も、責任を感じてほしい。1年後の今、私がこうやって話すのは鎮魂のためなんです。悼まれることなく亡くなった人たちへの鎮魂です。」と話している。

また、標葉医師から衰弱死と診断されたうちの一人である石田次雄氏の長男石田賢次氏は、「原発事故がなければ、父だけでも助けられたのに。」と話している。

2 震災関連死

(1) 震災関連死とは、建物の倒壊や火災、津波といった、地震による直接的な被害ではなく、その後の避難生活での体調悪化や過労など、間接的な原因で死亡することをいう。

平成30年9月30日現在の福島県の震災関連死者数は2250人に上り、岩手県の467人、宮城県の928人と比しても突出している（甲4）。

震災関連死に関する検討会（復興庁）の平成24年8月21日付け「東日本大震災における震災関連死に関する報告」によれば、福島県における震災

関連死の原因（複数選択）としては、「避難所等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約3割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割とされている。

福島県は、他県に比べ、震災関連死の死者数が多く、また、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」を原因とするものが多いのが特徴である。同報告は、「これは、原子力発電所事故に伴う避難等による影響が大きいと考えられる。」と分析している。

(2) 福島県における震災関連死の象徴的な事例が双葉病院の事例である（甲1・357頁以下）。

双葉病院は、福島第一原発から南西4.5キロメートルの大熊町内にあり、隣接する系列介護老人保健施設と合わせて436名が避難対象であった。精神科を併設する同病院には、寝たきり高齢者だけではなく、重度統合失調症や認知症の患者も多数いた。双葉病院の避難対象者の救出完了は、平成23年3月16日であったが、それまでに50名の犠牲者と1名の行方不明者を出した。

同月12日午前5時44分、それまで福島第一原発から半径3キロメートル圏内が対象であった避難指示が半径10キロメートル圏内に対しても発令された。

同日午後2時頃、歩行可能で意識清明な患者209名が第1陣として選別され、大型バス5台で病院を出発し、寝たきりの患者、隔離室の精神病患者など227名が残された。後続のバスがすぐ来るものとの予想の下、院長は、病院スタッフの避難を個々の判断に委ねた。その結果、64名の病院スタッフも同乗することになり、残ったのは院長ら医師2名と事務員2名のみであった。しかし、後続のバスは来なかった。

同日午後3時過ぎには、大熊町役場が撤退し、県に避難完了を報告した。渡辺利綱町長は、「双葉病院も避難を終えたと思っていた。」と振り返る。同

時36分、福島第一原発1号機が水素爆発を起こす。

同日午後8時過ぎ、警察と自衛隊が双葉病院にやって来て、翌日の救助を約束した。しかし、翌13日に救助が来ることはなく、院長らの懸命な看病もむなしく、同月14日午前5時頃には、患者4名の死亡が確認された。

同日午前10時30分、自衛隊の救急車両が到着し、第2陣として老健施設の98名と双葉病院の最重篤患者34名が搬送された。この避難車両は、行先の定まらないまま、南相馬市、福島市を経由して、同日午後8時頃、いわき市の高校の体育館に到着した。双葉病院から直接南進すれば30分程度のところを、実に10時間かけての移動であった。到着時には3名が死亡しており、さらに到着後に11名が死亡した。脱水症状による心機能不全であった。さらに8名が次の搬送先で死亡した。

一方、同日午後10時過ぎ、双葉病院の院長らは、双葉警察副所長の指示でいったん川内村に避難することになった。院長らは、そこで自衛隊車両と落ち合って残された患者たちの救出に向かう段取りであったが、実際には、翌15日午前9時40分、院長ら不在の双葉病院に自衛隊が到着し、同月16日未明までにかけて90名を救出した。このとき、院長らの避難後に1名が行方不明となっており、現在もその消息はわかっていない。この90名については二次搬送、三次搬送とたらい回しされ、その過程で24名の死者が生じている。

このように50名もの犠牲者を出した双葉病院の事例は、単に警察や自衛隊の救援オペレーション能力の問題として語られるべき性質のものではない。寝たきりの高齢者や隔離室の精神疾患患者を多数含む400名以上の患者を迅速かつ安全に搬送すること自体、不可能に等しい事柄である。

3 自死

福島県須賀川市内でキャベツなどの野菜を栽培する農家であった男性（享年64歳）は、平成23年3月23日の夕方に須賀市内のキャベツなどを出荷停

止するという内容のファックスが自宅に届いた翌24日の朝、自宅裏の木の枝にロープをかけ、首を吊った状態で発見された。

平成23年6月10日、福島第一原発事故で牛を処分し、廃業した福島県相馬市の酪農家（享年54歳）は、堆肥舎の壁に「原発さえなければ」などと書き残して自らの命を絶った。

夫と共に養鶏場で働いていた福島県川俣町の女性（享年58歳）は、アパートでの避難生活と今後の不安に思い悩み、平成23年7月1日、一時帰宅した自宅近くのごみ焼き場で、焼身自殺をした。

平成24年5月27日、当時警戒区域であった福島県浪江町に一時帰宅中行方不明になった男性（享年62歳）は、翌日、経営していたスーパーの倉庫で、首を吊った状態で発見された。

「老人はあしでまといになる」「お墓にひなんします ごめんなさい」と書き遺して南相馬市の女性（享年93歳）が自らの命を絶った。

福島県飯館村では、村内最高齢の男性（享年102歳）が避難決定を苦に自らの命を絶った。

人生をかけて取り組んできた生業や家族との穏やかな生活を原発事故により失わなければ、果たしてこれらの人々は自死という選択をしたであろうか。

厚生労働省自殺対策推進室の公表する「東日本大震災に関連する自殺者数（平成30年5月分）」によれば、福島県内における「震災関連自殺者」は、同月現在で101名である。福島第一原発事故がなければ、どれだけの命が失われずに済んだであろうか。

第3 住民の避難と日常生活及びコミュニティの崩壊

福島第一原発事故は、原発事故が人々の生活していた土地を奪い、日常生活及びコミュニティを崩壊させることを明らかにした。

1 大規模な住民の避難

(1) 政府の避難指示等に伴い避難した人数は、平成23年8月29日時点で、警戒区域（福島第一原発から半径20キロメートル圏）で約7万8000人、計画的避難区域（半径20キロメートル以遠で年間積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれがある地域）で約1万0010人、緊急時避難準備区域（半径20～30キロメートル圏で計画的避難区域及び屋内避難指示が解除された地域を除く地域）で約5万8510人、合計では約14万6520人に達する（甲1・331頁）。

現時点でも、居住が制限される帰還困難区域及び居住制限区域が設定されており、区域再編がなされた後も、住民の帰還が期待できない地域が広く存する状況にある。

(2) 上記のような政府の避難指示等に伴う避難のみならず、福島県民を中心に多くの住民が居住地を離れ、福島第一原発事故の影響が比較的小さい西日本等への避難を行った。

このような自主避難者は、平成23年9月22日時点で5万0327人に及ぶと言われている（「自主的避難関連データ」）。

働き手である父親を従来の居住地に残しての母子避難や従来の居住地での生活継続を望む高齢者を残しての子育て世代のみによる避難によって、世帯の分離、いわゆる二重生活の問題が生じ、光熱費・食費など生活費の増加や定期的な長距離移動による経済的・肉体的・精神的負担が大きな問題となっている。のみならず、自主避難を巡って家族間で意見が対立したり、長期間にわたる別居生活によるストレスや気持ちのすれ違いなどが原因となって家庭内不和が生じたりするなどの深刻な事態を招いている。

2 日常生活及びコミュニティの崩壊

(1) 上記のような大規模な住民の避難に伴い、対象となった地域の住民の生活は重大な影響を受けた。

とりわけ、その全部又は一部が警戒区域に指定されていた相双地区の9市

町村（大熊町、葛尾村、川内村、田村市、富岡町、檜葉町、双葉町、浪江町及び南相馬市。以下併せて「旧警戒区域」という。）の住民は、その生活の基盤ごと根こそぎ奪い去られることとなった。

旧警戒区域を中心とする避難指示等が出された地域においては、住民は、原発事故前の生業を失い、住み慣れた住居を失い、先祖代々受け継いできた土地や伝統を喪失した。そして何より、各地域が脈々と築き上げてきた歴史と文化とそれを背景とする地域住民の密接なつながりを根こそぎ破壊されることとなった。

そしてまた、避難先の確保が困難であったり、劣悪な住環境での生活を余儀なくされたりしたことなどから、福島第一原発事故以前には、1つ屋根の下で生活していた家族が別離生活を余儀なくされる事態も多発している。

その意味で、福島第一原発事故は、地域住民間のコミュニティを破壊したのみならず、人間にとて最も濃密で重要なコミュニティである家族の関係をも分断し、破壊したものと言える。

以上のとおり、福島県では、浜通り地方を中心に、福島第一原発事故に伴う住民の大規模な避難とこれによる地域コミュニティの分断が生じ、未だに4万人以上の住民が故郷を追われた生活を余儀なくされている（「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第1762報）」6, 7頁）。

- (2) また、福島県では、福島第一原発事故以降、放射線防護の見地から、教育現場等で子ども達に対する屋外活動の制限がなされた。小学5年と中学2年を対象とした「平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（全国体力テスト）によれば、福島県は、平成24年に続き8種目の合計点が小5と中2の男女全てで全国平均を下回っており、福島県教育委員会は、「東日本大震災、東京電力福島第一原発事故による生活環境の変化や、屋外活動の制限などの影響が体力低下の一因として考えられる。」としている（「福島民報平成25年12月15日配信記事」）。

小学生や中学生の時期は、まさに身体の基礎づくりをする時であり、この時期に、その後の全ての人生を全うするために必要な体力と基本的な身体能力の大部分が養われると言っても過言ではない。

このように福島第一原発事故は、子ども達の将来にとって、放射線被ばくによる健康被害にとどまらない深刻な被害をもたらしている。

第4 農林水産業をはじめとする産業への悪影響

福島第一原発事故は、原発事故が農林水産業をはじめとする産業に深刻な悪影響を及ぼすことを明らかにした。

1 農業・畜産業への悪影響

(1) 福島第一原発事故により環境中に放出された放射性物質は、福島県を中心広く日本全土に降り注いだ。

その結果、平成23年3月16日から同月18日にかけて福島県伊達郡川俣町の牛の原乳から食品衛生法上の暫定規制値を超えるヨウ素131が検出され、また、同日に茨城県高萩市のホウレンソウから暫定規制値を超えるヨウ素131並びにセシウム134、136及び137が検出された（「福島県産及び茨城県産食品から食品衛生法上の暫定規制値を超過した放射性物質が検出された件について」）。

同年7月8日及び9日には、福島県南相馬市から出荷された肉牛から暫定規制値を超えるセシウム134及び137が検出され、肉牛に給与していた稻わらがあった水田から1キログラム当たり7万5000ベクレルという極めて高い放射性物質が検出された（「南相馬市産牛肉からの暫定規制値を超えるセシウムの検出に伴う福島県の対応について」）。

秋になると、福島市及び伊達市の稻（玄米）から暫定規制値を超えるセシウム134及び137が検出された（「食品中の放射性物質の検査結果について（第258報）」）。

福島県の農産物に限らず、長野県産生キノコからも暫定規制値を超えるセシウム134及び137が検出された（「食品中の放射性物質の検査結果について（第487報）」）。

これらの農産物・畜産物は、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき出荷制限が行われ、未だに出荷制限が解除されていない食品も多数にのぼる（「原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限等：令和元年12月3日現在」）。

以上のとおり、福島第一原発事故により環境中に放出された放射性物質は、直接付着したり、飼料から取り込まれたり、土壤から取り込まれたりして、農産物・畜産物を汚染しており、ウクライナ等の諸外国の基準に比して緩いと評価されている食品衛生法上の暫定規制値すらも超える農産物・畜産物が多く産出されている。

(2) そして、暫定規制値を超える放射性物質が検出された農産物や畜産物が産出された市町村のみならず、近隣市町村においても、放射性物質による汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先による買い控えや取引停止等がなされる状況にある。

加えて、膨大な農地や牧草地における除染は、現在ほとんど具体化していない。農業者や畜産業者は、このような汚染された環境下で作業を行わざるをない。セシウム137の半減期が約30年であることに鑑みれば、高齢の農業者や畜産業者が後継者を見つけることができなくなることは十分に予測されるところであり、自己の代で農業や畜産業を終わらざるを得ない状況に追い詰められている。

2 林業への悪影響

(1) 福島第一原発事故により環境中に放出された放射性物質は、福島県を中心に広く日本全土の森林にも降り注いだ。

警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に指定された11市町

村には、約13万ヘクタールの森林が所在しており、土地面積に占める森林の割合は全体で約62パーセントとなっている。これらの区域では、警戒区域等への立入禁止により、林業事業体では、下刈や間伐等の施業を実施することが困難となった。また、素材生産業者では、立入禁止による立木伐採の停止、伐採現場で稼働していた高性能林業機械等の放置、迂回通行による運搬経費のかかり増し、作業現場の放射能汚染度測定と現場作業への不安、きのこ用原木の納入停止、従業員の解雇・休業等により、損害が発生した。木材加工業者についても、取引業者の営業休止、新築住宅の契約解除・先送り、県外へ出荷した製品の一方的な取引中止と返却等による売上の減少、製品等の放射能汚染調査の費用のかかり増し等により、損害が発生した（「平成23年度森林・林業白書」『第1部第I章第4節原子力災害からの復興(2)原子力災害の影響』）。

(2) 森林における除染も、試験除染を除き、ほとんど進んでいない。農林水産省は、人工林についてのみ除染を予定しているが、まずは住居等の近隣の森林を優先し、落ち葉の除去や間伐を行うにすぎないため、早期かつ抜本的な除染は期待できない。

3 水産業への悪影響

福島第一原発事故により大気中に放出された放射性物質の降下並びに汚染水の流出及び放出により、水中に多量の放射性物質が放出された。

その結果、北茨城市沖等で漁獲されたイカナゴ（コウナゴ）から暫定規制値を超えるヨウ素131又はセシウム134、136及び137が検出され（「茨城産イカナゴ（コウナゴ）の検査状況」），岩手県と宮城県の県境及び銚子・九十九里浜で漁獲されたスズキからは暫定規制値を超える放射性物質が検出された。また、内水面においても、岩手県砂鉄川で漁獲されたイワナから暫定規制値を超える放射性物質が検出された。

以上のとおり、福島第一原発事故により水中に放出された放射性物質は、多

数の水産物を汚染しており、未だに出荷制限が解除されていない水産物も多数に及んでいる。

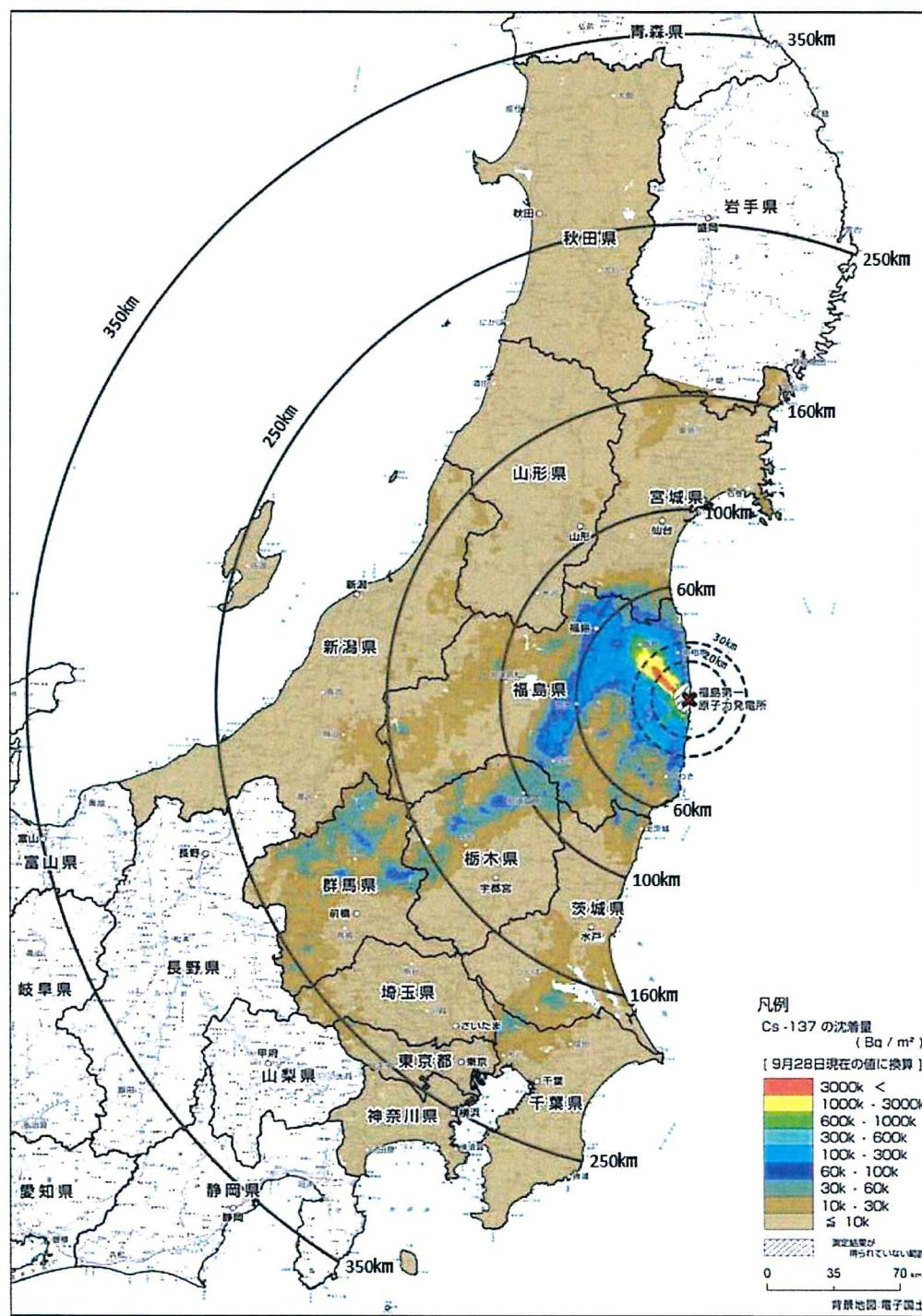
なお、JF福島漁連では、平成23年3月15日以降現在に至るまで、福島県沿岸での操業は、一部の魚種を対象とした「試験操業」を除き、全て自粛している（「JF福島漁連ホームページ」）。

第5 広範な放射能汚染

福島第一原発事故は、過酷事故が起きた場合、非常に広範囲にわたって放射能汚染が広がることを明らかにした。

1 陸

福島第一原発事故によって大気中に放出された放射性物質の総量は、東京電力の発表によれば、ヨウ素換算にして約90万テラベクレルとされており（甲1・329頁）、福島第一原発事故発生から約8か月後（平成23年11月5日）の東日本全域における地表面に沈着したセシウム137の放射能濃度は、下図のとおりである（『東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質の分布状況等に関する調査研究結果』の簡略版について」22頁）。



もっとも、この結果は、汚染された地理的範囲が岩手県南部から千葉に限られるという趣旨ではない。平成23年4月には、北は北海道札幌市、南は沖縄県うるま市まで、広範囲に放射性物質が降下したとされる（「環境放射能水準調査結果（月間降下物）（平成23年4月分）」）。

福島第一原発事故により環境中に放出された放射性物質は、海洋にも深刻な放射能汚染を及ぼしている。海洋は、後記のとおり汚染水によって直接汚染されるほか、陸上と同様に海上の大気中に放出された放射性物質による汚染や、陸上に降り注いだ放射性物質が河川から海に流れ込むことによっても汚染が起きる。特に、河川を介した汚染の影響は、時間がかかるため長期間に渡り、またそれだけ地理的にも拡散しながら深刻化していく。

水産物の放射性物質調査によって、福島県沖、宮城県沖、茨城県沖等で様々な魚種から暫定規制値を超過する放射性物質が検出され（「水産物の放射性物質調査結果（地図）【平成24年4月－6月】」）、また、東京湾北部における海底土のセシウム137の濃度が、福島第一原発事故後、急激に増加したこと（「東京湾、福島県沖及び茨城県沖における放射能調査結果について」5頁）、日本近海での深刻な被害が生じている。

また、海洋の汚染レベルは、陸地以上に福島第一原発との地理的な近さだけでは判断できない。海流の流れや魚の回遊習性も相まって、放射性物質の汚染は、全世界に拡大していく。福島第一原発からの放射性物質は、水塊として黒潮及び黒潮続流並びに北太平洋海流によって太平洋を東に移流・拡散していき、3年後には北太平洋北部へ移動し、5年後にはアメリカ西海岸へ到達するとされている（「太平洋における放射能濃度分布のシミュレーションについて」2頁）。

第6 収束困難な原発事故と際限のない被害

福島第一原発事故は、未だ収束したとは到底言えず、原発事故の収束が困難であり、深刻な被害が際限なく拡大し続けることを明らかにした。

1 福島第一原発事故は収束していないこと

(1) 平成23年12月、野田佳彦首相（当時）は、「原子炉が冷温停止状態に達し、発電所そのものは収束に至ったと判断される」と原発の収束宣言をした。

また、平成25年9月7日、安倍晋三首相は、東京オリンピック招致のプ

レゼンテーションにおいて「(フクシマの) 状況は統御されています」と話した。全世界に対して、福島第一原発がコントロール下にあること、そして東京には今までこれからも、一切悪影響がないことをアピールしたのである。

しかし、福島第一原発では、廃炉に向けて、使用済み核燃料プールから使用済み核燃料の取り出し完了が2031年末、溶融燃料（デブリ）の取り出しは完了時期の見通しすら立っておらず、未だ高線量の環境下で防護服と全面マスク姿で作業員が廃炉に向けた作業や汚染水対策を進めている状況で、事故が収束したとは到底言えない。

また、福島第一原発からは、現在も放射性物質が環境中に放出され続けており、とりわけ後記のとおり汚染水漏洩のニュースは後を絶たず、その被害を全世界に広げている状況であり、収束はおろか、全くコントロールできない状況であることは明らかである。

(2) 汚染水問題

ア 汚染水漏洩の構造（「福島第一原子力発電所の汚染水の処理について」）

福島第一原発の1号機、2号機及び3号機では、現在もなお、溶けた燃料を冷却するために、原子炉に水を注入し続けている。

燃料はメルトダウンをおこしてむき出しの状態になっているため、水が燃料に触れると放射性物質に汚染され、いわゆる汚染水となり、圧力容器、格納容器、原子炉建屋、タービン建屋などに溜まることになる。

東京電力は、この滞留した汚染水をくみ取り、除染した後再び注水するという循環構造をとっている。除染の行程で排出される高濃度汚染水は、タンクに貯蔵される。また、タービン建屋地階には、地下水の流入もあるため、東京電力は、オーバーフローしないよう、余剰の汚染水を汲み取りこれもタンクに貯蔵している。

しかし、毎日大量の汚染水が生まれるため、汚染水タンクが間に合っていない状況である。また、汚染水タンクの構造がつなぎ目をボルトで締め

るだけの非常に簡易なものもあり、さらに、作業員も慣れていないため設置工事や管理がずさんで、タンクからの汚染水漏洩事故が後を絶たない。

そもそも、全ての滯留汚染水をくみ上げることは不可能であり、そのまま地下にしみこんで漏洩しているものも多い。平成26年1月31日には、1号機に注入している毎時4.4トンの冷却水のうち、全体の8割に匹敵する毎時3.4トンが汚染水となって漏れていることが判明した。

イ 汚染水問題の主な経緯

平成25年4月6日、地下貯水槽で汚染水漏れが発覚。

同年6月19日、海側観測孔で、高濃度のストロンチウム90を検出。

同年7月22日、東京電力は、福島第一原発の敷地内から、大量の放射性物質を含む汚染水が海に流出していることを認める。政府は、少なくとも1日300トンが流出していると推定。

同月27日、2号機のタービン建屋地下から延びるトレーニチ内に、放射性セシウム134及び137の濃度は1リットル当たり合計23億5000万ベクレル、放射性ストロンチウムなどのベータ線核種7億5000万ベクレルの高濃度汚染水が存在することが発覚。

同月28日、福島第一原発護岸近くの海水から、1リットル当たり870万ベクレルの高濃度汚染水が検出される。

同年8月20日、福島第一原発敷地内に設置された汚染水保管タンクから、約300トンの高濃度汚染水が漏出する新たな事故が発生していたことが発覚。

同月21日、東京電力は、平成23年5月以降、海洋に流出したセシウム137は20兆ベクレル、ストロンチウム90は10兆ベクレルになると公表し、事故後継続して地下水を通じて汚染水が海洋に流出し続けていたことも明らかになった。

平成25年8月23日、汚染水の一部が排水溝を通じて外洋まで流出し

ていたことが発覚。

同月 27 日、汚染水漏れが遅くとも同年 7 月頃から起きていた兆候が明らかになった。

同月 28 日、上記の状況を受け、原子力規制委員会は、本件汚染水漏れに対する国際原子力事象評価尺度（INES）をレベル 3（「重大な異常事象」）に引き上げることを決定。

同月 31 日、別の保管タンク底部から最大で毎時 1800 ミリシーベルトの放射線量が計測。なお、これは人が 4 時間浴び続けると死亡する線量である。

同年 9 月 16 日、台風で汚染水タンク周りの堰にたまつた水 1130 トンを堰外へ放出。一部では堰からあふれる。

同年 10 月 2 日、傾いたタンクに容量を超えた汚染水を注ぎ、漏洩が起こる。

同月 20 日、降雨の影響で、漏水防止用のせき 12 箇所から雨水があふれ出したと発表。放射性物質を含んだ汚染水が外洋につながる付近の排水溝に垂れ込み、外洋に流れ出た可能性が高い。

同年 11 月 13 日、1 号機の原子炉格納容器下部の 2 箇所で汚染水漏洩が確認される。

同年 12 月 18 日、2 号機の海側にある観測用井戸で、採取した地下水から、ストロンチウム 90 などのベータ線核種が 1 リットル当たり 210 万ベクレル検出された。

平成 26 年 1 月 31 日、1 号機の冷却水のうち、8 割が格納容器から漏れていることが判明。その量は毎時 3.4 トンに及び、一日 81.6 トンもの汚染水が、外に漏れている。

同年 2 月 6 日、福島第一原発のタンクに送り込む配管から汚染水 600 リットルがもれたと発表。ストロンチウム 90 などのベータ線核種は、1

リットル当たり 2800 ベクレル。漏れた汚染水は、地中にしみこんだ。

同月 7 日、東京電力が昨年 7 月に採取された地下水から 1 リットル当たり 500 万ベクレルという過去最高のストロンチウム 90 が検出されたと発表し、放射性物質濃度を過小評価して発表していたことが明らかとなつた。なお、同月 11 日には、この事実を、東京電力は遅くとも平成 25 年 7 月中には把握していたことが発覚し、半年以上もの間、かかる事実を隠蔽していたことが分かった。

平成 26 年 2 月 11 日、汚染水タンクが置かれたコンクリート床 2 箇所にひびが入っていたことが発覚。周囲に積もった雪からは、セシウムやストロンチウムが検出され、更に地下にしみこんだものとされる。この原因は寒さによるものと推測されている。

このように汚染水問題は、問題が発覚した平成 25 年夏以降、連日のように次々と新たな事実が発覚しており、極めて深刻な事態になっている。

(3) 以上のとおり、福島第一原発事故は、未だ収束したとは到底言えない状況であり、汚染水漏洩などによって現在も放射性物質を環境中に放出し続けている状況である。しかも、昨今、汚染水を太平洋へ海洋放出する計画も出ており、更なる海洋汚染が生じ、風評被害なども懸念される。このような意味で、福島第一原発事故の被害は、最終的にいかなる範囲にまで及ぶのか予想できないものとなっている。

2 放射能汚染の長期性

(1) 福島第一原発事故により環境中に放出された放射性物質には、セシウム 137 (半減期 30.2 年)、ストロンチウム 90 (半減期 29 年)、プルトニウム 239 (半減期 2 万 4000 年) など長い半減期を持つものが含まれており、これらによる放射能汚染が長期に及ぶことは言うまでもない。

このような放射能汚染の長期性は、放射線被ばくによる健康被害のみならず、前記の住民の日常生活、コミュニティ及び産業に対する影響をより深刻

なものにしている。

- (2) また、放射能汚染は、期間の経過に伴い必ずしも減少するとは限らず、生物濃縮等によって増大するという側面がある。

生物濃縮とは、ある種の科学物質が生態系での食物連鎖を経て生物体内に濃縮されていく現象を言い、水俣病の有機水銀に代表されるものであるが、放射性物質も食物連鎖を経て生物濃縮が起こることが指摘されている。

平成24年8月1日には、福島県沿岸で漁獲されたアイナメから1キログラム当たり2万5800ベクレルの高濃度のセシウム134及び137が検出された（甲204「福島第一原子力発電所20km圏内海域における魚介類の測定結果」2頁）。また、平成25年3月5日には、福島県南相馬市で捕獲されたイノシシ肉から1キログラム当たり5万6000ベクレルという、驚異的な量のセシウム134及び137が検出された（「食品中の放射性物質の検査結果について（第593報）」）。

周囲の放射線量に比して著しく高いこれらの放射線濃度からは、生物濃縮が急激に起こっていることが強く窺がわれる。

また、生体半減期が50年と非常に長く、体外に排出されにくいストロンチウム90については、いまだ正確な生物濃縮のデータがなく、より深刻な生物濃縮が心配されている。

第7 想定されたより深刻な被害

- 1 以上のとおり、福島第一原発事故は、原発事故で過酷事故が起きた場合、甚大かつ回復不能な被害が生じることを明らかにした。

しかし、このように甚大かつ回復不能な被害を生じさせている福島第一原発事故においても、東京電力発表の大気中に放出された放射性物質の総量は、ヨウ素換算にして約90万テラベクレルとされており、ブルックヘブン国立研究所が行った原発事故の試算結果（WASH740）において想定された約74

0万テラベクレルと比較して約8分の1、チェルノブイリ原発事故におけるI
NES評価520万テラベクレルと比較しても約6分の1の放出量に過ぎない。

2 福島第一原発事故では、メルトダウンが起きたにもかかわらず、幸いにして、高温の溶融物が水に反応して起きる水蒸気爆発は起きなかつた。大規模な水蒸気爆発が起きれば、格納容器も吹き飛び、今の5倍、10倍の放射性物質が放出されるおそれがあった。このような事態が起きれば、周辺住民に大変な被害をもたらすだけでなく、大量の放射性物質が東北各県や首都圏も汚染し、破滅的な状況に陥つていた。

また、原子力委員会の近藤駿介委員長が、菅元首相の要請を受け、平成23年3月25日、「福島第一原発の不測事態シナリオの素描」という文書を提出していたことが明らかになった。当該シナリオは、水素爆発の発生に続き、4号機の使用済み核燃料プールにおける使用済み核燃料破損に続くコアコンクリート相互作用が発生し、続いて、1号機、2号機及び3号機の使用済み核燃料プールでも同様の事態が発生した場合、チェルノブイリ原発事故における「強制移転を求めるべき地域」（1平方メートル当たり1480キロベクレル以上）が170キロメートル以遠にも生じる可能性や、「移転を希望する場合認めるべき地域」（1平方メートル当たり555キロベクレル以上）が首都圏を含む250キロメートル以遠にも発生することになる可能性があると想定していた。

このように福島第一原発事故においては、現在よりも大量の放射性物質が放出され、より深刻な被害が生じることが想定されていた。

3 本件原発で過酷事故が起きた場合も、甚大かつ回復不能な被害を生じさせている福島第一原発事故よりも大量の放射性物質が放出され、より深刻な被害が生じる危険性がある。

第8 結語

1 以上のとおり、福島第一原発事故は、原発で過酷事故が起きた場合、放射線

被ばくによる健康被害のみならず、放射線被ばく以外の要因によっても人命が失われること、住民の生活及びコミュニティを崩壊させること、産業に深刻な悪影響を及ぼした。このような被害は、チェルノブイリ原発事故でも明らかになっていたが、人口が密集するこの日本において過酷事故が起きた場合の被害の深刻さを一層明らかにした。

2 本件原発で福島第一原発事故と同規模の事故が起きた場合、本件原発から半径 20 キロメートル圏内は、警戒区域となり、能登半島は本件原発の位置する経度によって、南北に分断され、奥能登を中心とする能登半島北部は陸の孤島と化し、奥能登の住民は孤立してしまう。本件原発から能登半島の北部へ避難しようにも、周囲を日本海に囲まれた能登半島の北部には逃げ場がない。奥能登から南の金沢方面へ避難するために使用される能登有料道路や他の国道、県道もこの 20 キロメートル圏内にあり、奥能登から富山方面へ避難するために使用される国道 249 号線もこの 20 キロメートル圏内にある。そのため、奥能登の住民が南へ避難するには、高濃度の放射線が発生している警戒区域を通過しなければならず、奥能登の住民は、その避難の過程で、多量かつ高濃度の放射線に被曝することになり、甚大な被害が生じる。

さらに、本件原発から 30～50 キロメートル圏内には、石川県であれば、七尾市、羽咋市、輪島市、かほく市、中能登町、穴水町、宝達志水町、富山県であれば、高岡市、小矢部市、氷見市が含まれており、そこには約 44 万人の住民が生活している。これら約 44 万人の住民たちも福島第一原発事故の時のように、故郷を追われ、住居や生業を失うだけでなく、これらの地域で代々受け継がれてきた土地・伝統・歴史・文化が失われ、日常生活やコミュニティが破壊され、産業に深刻な悪影響を及ぼす危険性があることは明らかである。そして、このような状況を悲観し、自ら命を絶つ人が現れることも想像に難くない。

能登半島の中程に位置する本件原発においては、震災に伴って過酷事故が起

きた場合、その立地、交通インフラ等の理由により、被災者の救助や住民の避難が困難となることが予想されることから、福島第一原発事故と同様又はより多くの地震・津波被災者の救助の遅れや震災関連死によって人命が失われる危険性がある。

3 福島第一原発事故は、放射性物質による汚染を極めて広範囲に拡大しており、未だ事故が収束していないことから、被害が最終的にいかなる範囲にまで及ぶのか予想できないが、それでもまだ幸いにして想定されたより深刻な事態に至らなかつた事故である。次に本件原発で過酷事故が起きた場合には、福島第一原発事故より深刻な事態に至り、より深刻な被害が生じる可能性は十分にある。

その上、近時、四国電力伊方原発において、電気を供給する送電線の部品の取り換え作業中に停電が発生したことで電源が喪失し、核燃料プールの冷却が43分間も停止するトラブルが生じたように、電源が喪失し核燃料の冷却ができなくなる原因是、地震に限られないことから、いつ何時、本件原発において過酷事故が起こるかわからない。

本件原発を再稼働させる判断は、上記のような過酷事故により甚大な被害が生じるリスク及び事故によって北陸電力や被告らが負う可能性のある責任を矮小化するものに他ならない。被告らが北陸電力の経営者として合理的に想像力を働かせ、福島第一原発と同様の事故が生じた場合に甚大な被害が生じるリスクを考慮した場合、経営上許容できるものではなく、経営者として本件原発を再稼働させる判断は採り得ない。

したがって、本件原発の再稼働を前提とした行為は、被告らの善管注意義務及び忠実義務に違反する違法な行為である。

以上